

# 砂川市の文化財保護制度

文化財とは、「我が国の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重なわたしたちの財産」のことです。

このパンフレットは、平成20年7月1日に施行した「砂川市文化財保護条例」の内容を紹介することで、郷土に対する認識や文化財に対する理解を深めていただくとともに、市民みなさんと協働で文化財を保存及び活用していくことを願ってつくりました。

## ◎「文化財」の種類

- 有形文化財 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、その他の有形の文化的所産で市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの。考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料。
- 無形文化財 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの。これは人間の「わざ」そのものであり「わざ」を体得した個人又は団体によって体現されるものです。
- 民俗文化財 衣食住、生業、年中行事等に関する風俗習慣、民俗芸能、民俗技術（無形民俗文化財）及びこれらに用いられる衣服、器具及び家屋その他の物件（有形民俗文化財）で市民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの。
- 記念物 貝塚、古墳、旧宅その他の遺跡で市にとって歴史上又は学術上価値の高いもの。庭園、橋梁等の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの。動物、植物、地質鉱物で学術上価値の高いもの。

## ◎砂川市文化財保護審議会とは

文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、教育委員会に建議することを目的として設置された砂川市の附属機関です。

### ○審議会委員

文化財について専門的・総合的な見地から調査審議するため幅広い分野の学識経験者を選任することとしています。

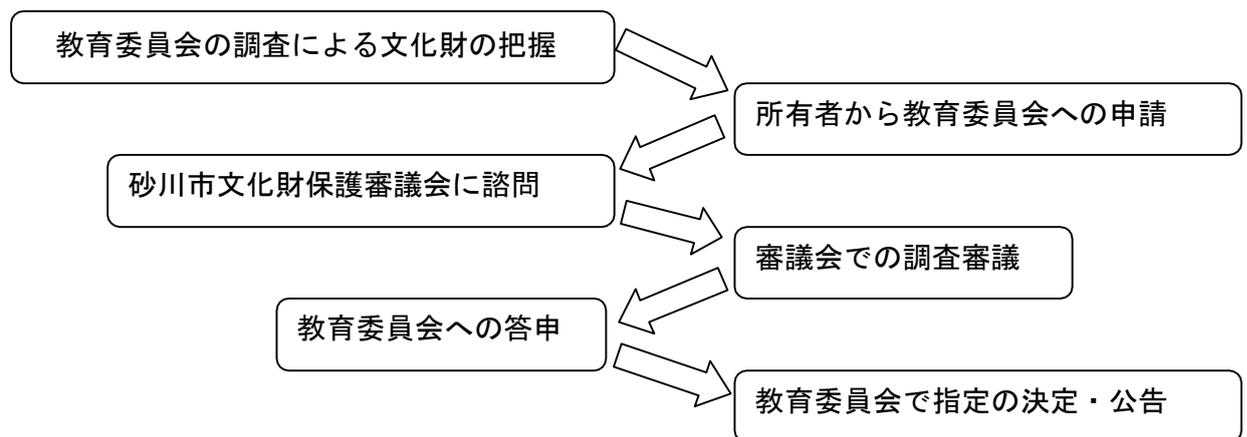
7名以内で任期は2年間です。なお、委員のうち1名は一般公募の方です。

## ◎指定文化財

文化財保護の考え方には、特に重要なものを国や道、市が指定し保護する「指定文化財」という制度があります。

砂川市は、国や道が指定していない文化財のうち、市にとって特に文化的価値が高いと認められるものを「市指定文化財」として指定します。

### ○ 指定までの流れ



### ○市指定文化財の所有者等の方は

市指定文化財の所有者等になった方は、文化財の所有者が変更したときや文化財が壊れたとき、文化財を増改築、修理する場合に許可や届出が必要になります。また、教育委員会の事業などに文化財を出品したり公開していただくことがあります。

### ○補助金

指定された文化財の管理、保存のため必要と教育委員会が認めた場合は、補助対象経費の2分の1以内の額が補助されます。

このパンフレットに関するご意見やご質問は、下記までお願いします。

砂川市教育委員会社会教育課社会教育係

〒073-0195 北海道砂川市西7条北2丁目1番1号

TEL 0125-54-2121 (内線2613)

E-mail: shakyokr@city.sunagawa.lg.jp